

門真市農業委員会定例総会議事録

- 1 日 時 令和6年6月6日（木）午後4時30分～午後4時50分
- 2 場 所 門真市役所 別館3階 厚生会会議室
- 3 議 長 西村 覚
- 4 署名委員
1 番：川田 勉 委員 4 番：木原 早智子 委員
- 5 出席委員（8名）
1 番：川田 勉 委員 2 番：川田 雅彦 委員
4 番：木原 早智子 委員 5 番：寺裏 和正 委員 6 番：土井 清孝 委員
7 番：西川 敬治 委員 8 番：西口 猛 委員 9 番：西村 覚 委員
- 6 欠席委員（1名）
3 番：川中 仲文 委員
- 7 職務のため出席した者
局長 : 柏原 佳太
局次長 : 吉田 武史
主任 : 谷本 大輔
主査 : 河坂 章志
- 8 議案・報告等
(1) 議案第4号 「令和5年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」について
(2) 報告第12号 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出
(3) 報告第13号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出

<会議の詳細>別紙のとおり

【 署 名 】

議 長

西村 覚

署名委員

川 田 勉

署名委員

木原 早智子

令和6年6月6日（木）午後4時30分～午後4時50分

農業委員会議事録

会長	<p>ただ今から令和6年第6回農業委員会総会を開催いたします。 本日の委員会は、9名中8名の出席で、定足数に達しておりますので、成立しております。 本日の議事録の署名委員でございますが、 1番：川田 勉 委員 4番：木原 早智子 委員 にお願いすることといたします。 それでは、本日の議事に移ります。 議案第4号「令和5年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」についてです。 それでは事務局説明願います。</p>
事務局	<p>本件は、「令和5年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」を策定・公表するにあたり、委員会の意見を求めるものです。 それでは、議案第4号の議案書添付の「令和5年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」をご覧ください。 まず、こちらの資料につきましては、修正等のご要望もございませんでしたので、事前にご確認していただいた内容のままとなっておりますので、実績のみご報告させていただきます。 まず、ローマ数字Ⅱ数字の1「最適化活動の成果目標」のカッコ1のマル3実績の「今年度の新規集積面積」は「0ha」、「農業委員会の点検結果」は、「国の認定農業者の制度を市のホームページにて掲載しているが、広く周知されておらず、また、要件を満たす方が少なく、新たな認定に繋がらない。」としております。 次に、カッコ2次ページマル3実績のカタカナのア、アルファベットaの「今年度の緑区分の遊休農地解消実績面積」については、昨年報告面積が「0ha」のため実績も「0ha」としており、アルファベットbの「黄区分の遊休農地の解消に向けた工程表の策定状況」は「黄区分の遊休農地が発生していないため、工程表の策定は行わない。」としております。続いて、マル4その他の表についてはご覧の通りであり、その下の「農業委員会の点検結果」は「日々の最適化活動による現地調査の徹底と農</p>

地の適正管理についての指導を実施したことにより遊休農地の発生を抑えることができた。」としております。

次に、カッコ3次ページマル3実績の表は全て「0」で「農業委員会の点検結果」は「新規参入希望者に対し、個別相談対応を行っているが、希望する農地条件等の理由により、参入に至っていない。」としております。

次に、数字の2最適化活動の活動目標のカッコ2マル2実績の「活動強化月間の設定回数」は「1回」で「10月に遊休農地解消の為、農地パトロールによる状況確認を実施し遊休農地の発生を防止した」旨記入しております。

次に次ページカッコ3マル2実績の「新規参入相談会への参加回数」は「0回」です。

最後に、「目標の達成状況の評語」は「目標に対して期待をやや下回る結果となった」で「推進委員等の点検・評価結果」は表のとおりとなっております。

以上でございます。

会長

ただいまの説明について、何かご質問はございませんか。
ご意見がないので採決にはいります。
議案第4号「令和5年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」について、許可することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

【委員全員挙手】

全会一致で、議案第4号「令和5年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」については、議案のとおり許可することと決しました。
次に移ります。
報告第12号「農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出」についてです。
それでは事務局説明願います。

事務局

本件は、農地法第4条第1項第7号の規定による市街化区域内の農地を農地以外のものにする届出があったことにつき、門真市農地転用関係届出事務処理決裁に関する規程第3条の規定により、届出の受理を会長専決いたしましたので、同規程第4条の規定により報告するものです。
届出内容につきましては、報告第12号の議案書をご覧ください。

届出につきましては、2件です。
まず、1件目についてです。
申請書の写し、地図並びに現地調査時の写真等の資料につきましては、添付資料1ページから9ページでございます。
届出内容は、1ページのとおり転用の目的は住宅であります。
当該届出地は、添付資料8ページの地図のとおりでございます。
現地調査へは、農業委員会から川田 雅彦 委員、事務局から谷本、岡が実施し、周辺への影響はないものと判断いたしました。
次に、2件目についてであります。
申請書の写し、地図並びに現地調査時の写真等の資料につきましては、添付資料10ページから18ページでございます。
届出内容は、10ページのとおり転用の目的は長屋住宅1棟であります。
当該届出地は、添付資料17ページの地図のとおりでございます。
現地調査へは、農業委員会から川田 勉 委員、事務局から谷本、河坂が実施し、周辺への影響はないものと判断いたしました。
以上でございます。

会長

ただいまの説明について、ご意見、ご質問等はありませんか。
質問がないようですので、次に移ります。
報告第13号「農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出」についてです。
それでは事務局説明願います。

事務局

本件は、農地法第5条第1項第6号の規定による市街化区域内の農地を農地以外のものにするために権利移動を行う届出があったことにつき、門真市農地転用関係届出事務処理決裁に関する規程第3条の規定により、届出の受理を会長専決いたしましたので、同規程第4条の規定により報告するものです。
届出内容につきましては、報告第13号の議案書をご覧ください。
届出は1件です。
申請書の写し、地図並びに現地調査時の写真等の資料につきましては、添付資料19ページから28ページまででございます。
届出内容は、19ページのとおりで、所有権の移転であり、転用の目的は境内地となっております。
なお、本件につきましては本年4月総会にて取消願の受理を報告した5筆分の案件における残り2筆分についての届出です。

	<p>当該届出地は、添付資料27ページの地図のとおり位置しております。</p> <p>現地調査は、農業委員会から川田 勉 委員、事務局から河坂で実施し、周辺農地への影響はないものと判断いたしました。以上でございます。</p>
会長	ただいまの説明について、ご意見、ご質問等はありませんか。
木原委員	今回の申請地について、資料28ページの石柱の右側沿いのどこまでですか。
事務局	同ページ奥にあります地車小屋までとなります。
川田委員	同ページ左手前の石板等は進入路として撤去されますか。
事務局	資料24ページに図示されている通りの進入路となり、撤去の必要があるとは聞き及んでおりません。
会長	他に質問がないようですね。 本回の議題は以上です。総会はこれで閉会いたします。ありがとうございました。